



令和6年度（2024年度）

第 18 回 定 例 庁 議

令和7年1月8日(水)午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 報告事項

- (1) 定額減税補足給付金（調整給付金）支給事業について……………（財 政 部）
- (2) 令和6年度物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業について……………（健康福祉部）

庁 議 日 程 に つ い て

第19回定例庁議	1月28日(火)	8時30分～
第20回定例庁議	2月10日(月)	8時30分～

庁議資料
7. 1. 8
財政部

(報告事項)

定額減税補足給付金（調整給付金）支給事業について

1 趣旨

令和6年度税制改正において所得税1人3万円・個人住民税1人1万円の定額減税が行われ、併せて定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税補足給付金（調整給付金）を支給することになったため、支給事業を実施しました。

この度、対象者への支給を終えたため、結果を報告するものです。

2 実施状況

(1) 対象者 40,508人、支給予定額16億380万円

(2) 支給スケジュール

ア 公金受取口座のある方

1回目：7月17日「支給のお知らせ」発送、8月6日振込、12,981件

2回目：7月24日「支給のお知らせ」発送、8月14日振込、10,078件

イ 公金受取口座がない方

8月7日「支給確認書」発送。返送され次第、審査し順次振込（週1回）

(3) 公金受取口座がない方の申請期限

10月31日（木）

(4) 最終振込日

12月3日（火）

(5) 支給実績

支給人数：39,372人 支給率（人数ベース）97.2%

支給額：15億7,469万円 支給率（金額ベース）98.2%

3 調整給付金支給にあたり配慮した点

(1) 公金受取口座の利用

定額減税補足給付金（調整給付）が国の特定公的給付に指定され、公金受取口座の利用が可能となりました。そのため、公金受取口座を登録してある方には「支給のお知らせ」を送付し、支給予定日、支給額、振込口座等の内容に異議がなければ手続き不要とし、申請の手間をかけさせることなく支給しました。

支給対象者全体の約57%に対し、公金受取口座への振込を行いました。

(2) LoGoフォームによる電子申請

公金受取口座の登録がない方には、従来の紙ベースによる申請に加え、送付する支給確認書にQRコードを載せ、それをスマートフォン等で読み取りLoGoフォームで電子申請する方法も提供しました。これにより、申請者は24時間いつでもどこでも、3分程

度の簡便な手続きで申請することが可能になりました。

電子申請件数は3, 864件で、支給対象者全体の約10%（公金受取口座なしの方の約22%）がこの方法を利用しました。

(3) RPAの活用

公金受取口座の利用には、デジタル庁から取得した口座データを本市給付金システムに登録する必要がありましたが、その登録作業を自動で行う方法がシステムベンダーから提供されないことが判明しました。そこで、RPAを活用し、振込口座のシステム登録を自動化することで、入力作業時間を手作業（約1, 200時間）の1/10に短縮し、迅速な給付につなげました。

また、LoGoフォームによる電子申請データのシステム入力においても、RPAによる一括入力を1,954件行い、省力化を図りました。

4 その他

支給事業費については、扶助費（調整給付額）や郵送料に余剰が生じたため、2月補正予算に不要額の減額補正を計上します。

担当	市民税課
課長	赤澤 直徳（内線1350）

(報告事項)

令和6年度物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業について

1 趣旨

令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給するとともに、当該世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を加算して給付する標記事業を実施しましたが、この度、対象者への支給を終えたため、結果を報告するものです。

2 実施状況

(1) 見込及び実績

ア 世帯分

対象	見 込		実 績	
非課税となった世帯	2,500 世帯	2 億 5,000 万円	2,836 世帯	2 億 8,360 万円
均等割のみ課税となった世帯	1,300 世帯	1 億 3,000 万円	1,210 世帯	1 億 2,100 万円

イ こども加算分

対象	見 込		実 績	
非課税となった世帯	600 人	3,000 万円	519 人	2,595 万円
均等割のみ課税となった世帯	300 人	1,500 万円	215 人	1,075 万円

(2) 支給スケジュール

ア 世帯分

確認書：7月12日発送。返送され次第審査し、順次振込（週1回）

申請書：7月26日発送。返送され次第審査し、順次振込（週1回）

イ こども加算分

(ア) お知らせ通知対象世帯

8月13日「支給のお知らせ」発送。8月30日振込（141世帯）

9月11日「支給のお知らせ」発送。9月30日振込（214世帯）

10月11日「支給のお知らせ」発送。10月31日振込（78世帯）

(イ) こども加算分対象世帯のうち、6月4日以降出生児がいる世帯

申請書受付次第審査し、順次振込

(3) 申請期限

9月30日（月）

（上記(2)イ(イ)のみ10月31日（木））

(4) 最終振込日

ア 世帯分

11月18日(月)

イ こども加算分

11月22日(金)

3 その他

支給事業費については、それぞれの扶助費に係る増額及び減額の補正を、2月補正予算に計上します。

担当	福祉政策課
課長	豊原 広幸(内線1570)